

湖北地域鳥獣被害防止対策協議会狩猟免許取得推進事業実施要領

1. 目的

湖北地域鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）は、野生鳥獣による農林水産物への被害を防止するため、狩猟免許を取得する者に対して、事前の予備講習の機会を補助する。

2. 対象

長浜市及び米原市に住所があり、狩猟免許取得後、両市が行う有害鳥獣捕獲に協力できるもの。かつ、受講する科目は猟銃およびわな猟に限る。ただし、以前に当該事業を受けたものは対象外とする。

対象者は予算の範囲内で受付け、先着順とする。

3. 開催日

一般社団法人滋賀県猟友会において、開催する日。

4. 受講料

受講料は、協議会で全額負担する。

5. 申込み

狩猟免許取得推進事業申込書兼受講料助成申込書（様式第1号）

6. 提出先

長浜市農政課（長浜市役所 本庁） 電話65-6522

米原市山とみどり再生課（米原市役所 山東支所） 電話53-5175

7. 予備講習会実施者

一般社団法人滋賀県猟友会